

# 改めて知っておきたい 改正電子帳簿保存法



～ あなたの会社も早急に対応が必要です！～

2024年1月から改正電子帳簿保存法により、電子取引のデータ保存義務化が始まっております。これにより、取引先とメールで請求書等のやり取りをしている場合／取引先とE D Iシステムを介して受発注作業を行っている場合など、ほぼすべての事業主が義務化の対象となってきます。また、昨年10月にインボイス制度も開始されたばかりでもあり、ポイントを押さえた業務管理を行う必要があります。今回のセミナーでは、スタート後の疑問点も含め、改めて電子取引の保存要件等について分かりやすく説明します。

## セミナー内容

- ◆そもそも電子帳簿保存法って何ですか？
  - ・電子帳簿保存法の歴史／概要
  - ・電子保存の義務化
- ◆改正電子帳簿保存法 何が変わった？
- ◆法令に則った保存方法
- ◆質疑応答・まとめ



## 講師プロフィール

ハマダ会計事務所 所長・税理士

はまだ とおる

**濱田 透 氏**

カード会社で取立担当として2ヶ月目で支店トップの成績(回収率)を上げ、その後は異動まで約2年ほど支店トップの回収率をキープし続ける。その後、税理士事務所経験を経て独立開業。「コネなし」「金なし」「仕事なし」と3重苦の逆境を乗り越え、現在は約100社の顧問先に対して税務だけでなく経営全般を支援している。

## 日時

**5月13日(月) 14:00 ~ 16:00**

## 会場

長久手市商工会館

## 受講料

無料

## 定員

20名 (定員になり次第、締め切りさせていただきます。)

## 主催

長久手市商工会

TEL:0561-62-7111 / FAX:0561-62-7729

(切り取らずにそのままFAXにて送信してください)

主催：長久手市商工会行 FAX:62-7729

## 「改めて知っておきたい改正電子帳簿保存法」セミナー参加申込書

事業所名		所在地	
TEL		FAX	
E-mail		参加者名	

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。